

# 令和7年度ものづくり技術振興事業 群馬ものづくり現場新人研修 業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の名称

令和7年度ものづくり技術振興事業「第15回群馬ものづくり現場新人研修」業務

## 2 業務の趣旨・目的

本事業の実施により、独自に体系的な新人研修を行うことが困難な中小企業の負担軽減を図るとともに、製造業に特化した基礎講座によって、新人の現場への適応・定着を支援することを目的とする。

## 3 委託内容

県内製造業の新入社員向け研修事業の実施

- (1) 日程： 前橋会場 令和7年4月2日（水）～4日（金）のいずれか1日間  
太田会場 令和7年4月4日（金）、7日（月）のいずれか1日間  
高崎会場 令和7年4月7日（月）～11日（金）のいずれか1日間
- (2) 場所： 前橋会場 県立前橋産業技術専門校（前橋市石関町 124-1）  
太田会場 県立太田産業技術専門校（太田市新野町 157-1）  
高崎会場 県立高崎産業技術専門校（高崎市山名町 1268）
- (4) 規模： 前橋40名、太田40名、高崎40名（予定）
- (5) 概要： ①「ものづくりの基本と安全」についての講義  
②「品質管理の基本と改善」についての講義
- (6) その他： ・主催者にて「ものづくり講話（50分間）」を予定しているため、カリキュラムを構成する上で、その時間を確保すること  
・講義が一方通行にならないよう、グループワークを取り入れること  
・受講者へ対して修了証の発行を行うこと

## 4 予定価格

726,000円（うち消費税及び地方消費税66,000円）※テキスト代、講師旅費等含

- ・応募に要する経費は自己負担とします。
- ・採用事業者は、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書を提出して頂きます。

## 5 契約期間

委託契約締結日から本業務終了日まで

## 6 応募資格

次の条件の全てを満たしていること

- ・講座に必要なカリキュラムを有し、同等の講座実施の実績があること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと

- ・会社更生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税を滞納している者でないこと

## 7 スケジュール

- (1) 質問受付： 令和 7 年 1 月 10 日（金）～1 月 17 日（金）17 時まで
- (2) 参加申込： 令和 7 年 1 月 10 日（金）～1 月 17 日（金）17 時まで
- (3) 企画提案募集： 令和 7 年 1 月 10 日（水）～1 月 29 日（水）15 時まで
- (4) 審査： 令和 7 年 1 月 30 日（木）予定

## 8 質問受付

企画提案書の作成等にあたり疑義がある場合は、質問を受け付けます。

- ・受付期間：令和 7 年 1 月 17 日（金）17 時まで
- ・提出方法：E-mail による。  
※件名を「群馬ものづくり現場新人研修に係る質問事項」としてください。
- ・その他：質問に対する回答は、参加意思表示のある全ての事業者担当に、全ての質問回答を E-mail にて回答します。※事業者名は公開しません
- ・提出先：下記 10(3)に同じ

## 9 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり提出してください。

- ・提出期限：令和 7 年 1 月 17 日（金）17 時まで
- ・提出書類：参加意思表明書
- ・提出方法：E-mail による。  
※件名を「群馬ものづくり現場新人研修に係る参加申込」としてください。
- ・提出先：下記 10(3)に同じ

## 10 企画提案書の提出

応募する場合には、次のとおり書類を提出してください。なお、応募は 1 者につき 1 案とします。

### (1) 提出書類

応募については次の書類を提出して下さい。

尚、企画提案内容、経費見積書の様式については、事業者所定の様式で構いません。

#### ①企画提案書

企画提案書：正本 1 部（押印要）を提出して下さい。

#### ②業務実施体制申告書

所定の申告書に必要事項を記入のうえ、企画提案書と合わせて提出して下さい。

#### ③経費見積書

正本 1 部（詳細な積算内訳が記載されているもの）を提出して下さい。

#### ④事業者概要案内

会社案内等の事業者全体の概要が分かるものを提出して下さい。

(2) 提出方法等

- ・提出方法：電子データを E-mail にて提出、または郵送、持参にて提出して下さい。
- ・提出期限：令和 7 年 1 月 29 日（水）15 時まで

(3) 提出先

公益財団法人群馬県産業支援機構 工業支援課 担当：富山、石崎、筑井

[住 所] 〒379-2147 群馬県前橋市亀里町 884 番地 1

[電 話] 027-265-5015

[E-mail] torihiki@g-inf.or.jp

(4) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(5) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費については、提案者の負担とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出願います。

## 11 審査

応募資料に基づき審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を委託先の最優先交渉者として決定します。尚、審査は書面審査のみとします。

(1) 審査日：令和 7 年 1 月 30 日（木）予定

(2) 審査方法：機構が定める審査員による書面審査にて、趣旨・目的性、講義内容等の加点方式で合計点数が最上位の事業者を最優先交渉者とする。

○主な評価項目

- ・趣旨、目的に合致している内容となっているか。
- ・実現可能な必要人員体制が整っているか。
- ・類似する業務実績は十分か。
- ・経費の積算は適切になされているか

(3) 失格条件：次のいずれかに該当した場合失格とし、審査の対象としません。

- ・企画提案の提出書類に不備のある者
- ・企画提案の提出期限を過ぎて提出した者
- ・企画提案が本実施要領の条件を著しく無視しているもの

(4) 結果通知：審査会実施後に書面にて通知 ※応募者全員に結果を通知します。

## 12 契約

- ・上記 11 において選定された者を事業の委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、当機構との交渉で決定します。
- ・交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託料の支払は、事業完了後の精算払いとします。
- ・当該事業は（公財）群馬県産業支援機構における本事業に係る令和 7 年度当初予算の成立をもって実施いたします。

以 上